

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名  
(法人の場合) \_\_\_\_\_

登 録 番 号 \_\_\_\_\_

### 旅行業約款変更認可申請書

このたび、当社が\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで認可を受けた旅行業約款の「受注型企画旅行契約の部」における取消料規定について、旅行サービス提供機関が旅行者に課す取消料、違約料の実額の合計額の範囲内の金額を旅行の取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するように変更を致したく、旅行業法第12条の2第1項の規定により、認可を申請致します。

#### 1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

#### 2. 登録番号

愛知県知事登録 第\_\_\_\_—\_\_\_\_号

#### 3. 申請の理由

旅行サービス提供機関が旅行者に課す取消料、違約料の実態に合わせた旅行の取消料の設定をするため。

#### 4. 認可申請に係る旅行業約款

「認可を希望する旅行業約款（案）」（別紙1）のとおり

#### 5. 実施予定日

愛知県知事の認可を受けた日から

#### 6. 添付

(1) 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙1）

(2) 標準旅行業約款との対照表（第十六条第一項）（別紙2）

(3) 「海外旅行保険（旅行変更費用担保特約）」に関する資料

- ・ 損害保険代理店契約書の写し
- ・ 「海外旅行保険・旅行変更費用担保特約」のパンフレット・申込書

## 認可を希望する旅行業約款（案）

標準旅行業約款の「受注型企画旅行契約の部」第十六条第一項（旅行者の解除権）について、下線の部分を追記する。

## 認可を希望する旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）（案）

## （旅行者の解除権）

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

以 上

## 標準旅行業約款との対照表（第十六条第一項）

認可を希望する旅行業約款（案） （受注型企画旅行契約の部）	標準旅行業約款 （受注型企画旅行契約の部）
<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。<u>ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。</u>通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、<u>本項に規定する取消料の支払いを受けます。</u></p>	<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払を受けます。</p>

以上